



日刊労千葉

92.7.31 No. 3636

申27号交渉
7/24(4月期賃給付)
争議行為への介入許すな

具体的に昇給減の理由としているとは、
 ①指針の唱和、②カーテン、③アゴヒモ、
 ④「反発」等であるが、われわれは終始
 一貫して、全く意味のない締めつけを止
 め、当該乗務員にとって安全の確保の面
 からものごとを見、判断すべきであるこ
 とを主張してきた。会社側は、「風通し
 の良い職場」、支社と現場の意思疎通を
 田滑に行うと言いつつ、全乗務員の意見
 を一向に反映させることができない。ここに
 「こそ最大の問題が横たわっているのだ。
 又、「暴言」「反発」としていること
 も、管理者側の対応がどうであったかと
 いうことである。例えば、帽子を被らな
 いで歩いていたとかということが、「社
 員として相応しくない」などということ
 は、社会通念上許容できないものであろ
 うか?暑い日もあれば、風の強い日もあ
 るのである。利用者の方々にアンケート
 を取れば、「別に気にならない」という
 答えがほとんどであろう。そしてこのよ
 うなことが、団交の席上に上げられてく
 るような会社とはと疑問を感じざるを
 えない。

席上、JR千葉支社は、職場を労働監
 獄のごとき状況としている徹底した精神
 主義による締めつけを「妥当」とし、現
 場管理者は「絶対」であり、「まちがい」
 を犯さないものとして、一言でも物を
 言えば「暴言」「反発」=全ては労働者
 側に問題があるという回答に終始したの
 である。

精神主義がすぐれ
管理者は「絶対」???

（当）やらないでいいようになっている
 ようだ。
 （組）一方ではアゴヒモを理由に昇給力
 ツトまでしておいてどういうことか?
 （当）新幹線の場合、運転室のドアを開
 ける必要がないなど、車種などの特情に
 よって地域本社・支社ことに決めている。

（組）新幹線でなくとも、運転室のドア
 を開けることなど基本的にはないではな
 いか!
 （当）…………
 （組）アゴヒモの理由として、今まで当

ところが、この交渉から二日後の二九
 日、本社から八月一日より二ヶ月間、試
 行としてアゴヒモを中止するという指示
 がおりてきたのである。

この間さんざん処分だ!ボーナスカット
 だ!昇給カットだ!と大さわぎをし、
 区長や助役・管理者を総動員しては、柱
 のかけにかかりたり、双眼鏡までつか
 てチェックを行い、そしてわずか二日前

昇給カット中止!

8.9 狹山千葉行
争闘問題開拓
市千葉公園駅
結集時

なお、アゴヒモに関しては概略次のよ
 うなやりとりが行われた。
 (組)新幹線の運転士はアゴヒモをして
 いないが、やらなくていいことになつて
 いるのか?

局が説明したのは、お客に対しアゴヒモ
 をしめてキチンと運転している姿を見せ
 る必要があるということだけで、車種の
 特情などということは、一度も言つてい
 ないではないか!新幹線の運転士だけは
 お客に見せる必要はないということか?
 (当)……それは今日の交渉のこととは
 関係ない。

(組)しかも、地域本社・支社の判断な
 どというが、アゴヒモは本社の決定だつ
 たのではない。

(当)判断はあくまで支社だ。

(組)アゴヒモをしている姿をお客に見
 せなければいけないと言つてきたことと、
 新幹線はやらなくていいという判断の間
 には、どのようなつじつまが合うのか?

(当)判断はわからない。